

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意見要旨 | 修正状況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|-----|------------|------|------------|--|--|---|--|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 1 | 全体 | | | 1, 6, 9など | 「人権感覚」と「人権意識」が散見されるがどのように定義づけていますか。 | この基本方針では、「人権感覚」とは偏見等にとらわれず、様々なもの見方ができる力・感性のことをいい、「人権意識」とは、人権に関する知的理解をもとに、人権感覚が働き、人権が侵害されている状態を解決しようとする意識をいいます。 なお、「人権感覚」「人権意識」については総論の中に脚注を記述しました。 | (挿入後) 新：注1 人権意識 この基本方針では、「人権感覚」とは偏見等にとらわれず、様々なもの見方ができる力・感性のことをいい、「人権意識」とは、人権に関する知的理解をもとに、人権感覚が働き、人権が侵害されている状態を解決しようとする意識をいう。 | |
| 2 | 全体 | | | 4, 9, 11など | 同和問題が人権課題の筆頭であるかのような表現が随所にてできません。P4の下から2行目「今後とも、県においては同和問題などの具体的な人権課題・・・」、P9の20行目「同和問題をはじめとする様々な人権課題・・・」など。かつては同和問題が重大な問題だった時期があったかもしれませんが、現在では、解決過程にある問題で相談件数もわずかです。個別具体的な人権課題は多岐にわたり、軽重はありませんし、相互に関連しあう事柄も多いでしょう。「個別具体的な人権課題」という表現に修正してはどうでしょうか。(2件) | 各人権課題に軽重はありません。いずれも解決すべき重要な課題であると認識をしています。ご指摘の表現については文脈の流れのなかで、適宜、使用しており、人権課題に軽重をつける意図で使用しているものではありません。 | — | |
| 3 | 総論 | 第1章-I | | 1 | 9 | 障がい者への虐待や差別を書き加えてください。障がい者の問題は災害時のときだけではありません。 | ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性や子ども、高齢者に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ(*)、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権侵害事象が全国的に発生し大きな社会問題となっています。 | (修正後) しかし、最近の人権に関する社会情勢を見ると、学校でのいじめや、女性や子ども、高齢者、 <u>障がい者</u> に対する暴行・虐待、さらに、特定の民族や国籍の人を排斥しようとするヘイトスピーチデモ(*)、インターネットによる人権侵害情報の拡散など、様々な人権侵害事象が全国的に発生し大きな社会問題となっています。 |
| 4 | 総論 | 第1章-II-2 | 国の取組 | 3 | 17 | 「また、我が国固有の人権問題である同和問題・・・」とありますが、旧身分制度を淵源とする人権問題はわが国固有ではなく、近代化の中で多くの国が克服に取り組んできた課題ではありませんか。また、カースト制度などいまだ身分や階層にもとづく現在の人権問題を抱える国もあります。「我が国固有の人権問題である」と記述するのは不思議です。より端的に同和問題がわかる形容表現に差し替えてはどうでしょうか。 | 同和問題とは、「日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けること」です。国でも「我が国固有の重大な人権問題」として位置づけています。 | — |

| 意見 番号 | 分野 | | | 意見 要旨 | 修正状況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|------------|-----------|----------------|----------|--|--|--|---|
| | 項目 | 該当 ページ | 該当行 | | 修正前 | 修正後 | | |
| 5 | 総論 | 第1章-Ⅱ-3 | 5 | 3~5 | 人権同和対策課では、ユニバーサルデザインの考え方の啓発にも取り組んでおられますが、その取組についても記述すべきではありませんか。 | ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) 今後とも、県においては同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的なアプローチにより、人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。 | (修正後) 今後とも、県においては同和問題などの具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチに加え、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的なアプローチにより、人権意識の高揚を図り、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいきます。 <u>また、すべての人が等しく社会の一員として尊重され、自己表現を可能とする社会の実現を目指すユニバーサルデザインの考え方が県民の行動の規範となるよう引き続き取り組んでいきます。</u> | |
| 6 | 総論 | 第1章-Ⅲ-1 | 基本 理念 | 6 | 6 | 基本理念の“「人権という普遍的な文化」の創造”という表現はわかりにくい。普遍的の意味を国語辞典で調べると、「広く一般にあてはまる様子」と解説されていますが、人権が何なのか、抽象的すぎてわかりません。憲法に規定されている人権とした方がよほどわかりやすいです。 | 人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて誰にでも認められる基本的な権利です。“「人権という普遍的な文化」の創造”とは、“人権尊重の考え方を私たちの日常生活の中に「文化」として定着させ、豊かで暮らしやすい社会を実現すること”を意味しています。 | — |
| 7 | 総論 | 第1章-Ⅲ-1 | 基本的な 考え方(1) | 6 | 13~15 | 県が「すべての人々に対して、学校や地域、職場あるいは家庭など様々な場において人権教育・啓発が行われるよう…」とあるが、家庭に人権教育・啓発を求めるのはいかがでしょうか。 | 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年策定）では、「すべての教育の出発点である家庭教育を支援する」ことが述べられています。 | — |
| 8 | 総論 | 第1章-Ⅲ-2 | (3) | 6 | 36~37 | “「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の趣旨に対応する行動計画でもあります”とあるが、「行動計画」であれば全体的に更に踏み込んだ具体的な記述が必要ではありませんか。 | 様々な人権課題があり県の人権施策担当課も多岐に及ぶことから、県の人権施策に係る基本的な指針を“鳥根県人権施策基本方針”として策定し、各人権施策担当課はこの方針に基づきそれぞれ人権施策を実施することとしています。人権施策の実施にあたっては、法律、条例等に基づき人権施策を含む基本（又は実施）計画を策定している人権施策担当課もあります。基本方針にどの程度施策を記述するかは様々な意見があるかと思いますが、一義的には方向性を示すものであることから素案の記述でよいと考えています。 | — |
| 9 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-Ⅰ | | 9 | 3~5 | “人権教育について、国連の「人権教育のための世界計画」行動計画では、「知識の共有、技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う」ものとしています。”とありますが、この行動計画では「行う」の後に「研修、普及及び広報努力」という文言が続いているが、素案では抜け落ちています。加筆すべきではありませんか。 | 当該箇所は、「行動計画」における人権教育の目的を記述しております。 | — |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|------------|------------|-----|---------|-----------------------|---|--|---|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 10 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1 | | 9 | 13～14、34 | 1(1)の「「進路保障」という理念を柱に据える」や②初等中等教育の項目の「「生きる力」を育成」など、よくわかりません。 | 文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」やそれに準拠した県教委の「人権教育指導資料第2集、あるいは「学習指導要領」に基づいて記述しています。P10の「◇「進路保障」とは」をご参照ください。 | — |
| 11 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1-2 | (1) | 11 | 2 | 「人格を否定され、罵倒され、吹っ掛けられる無理難題に奴隷のように従わないと研修を終えられない」という企業内のブラック研修を根絶することを明記してください。 | ご指摘のような研修については根絶を目指さなければならないことは当然であり、P11「従業員に対するパワー・ハラスメント等の防止など人権尊重を確保する取組が求められています」の部分に含まれていると考えています。 | — |
| 12 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1-2 | (1) | 11 | 9 | 「県としても、これらの取組を促進するため」とあるが、県は具体的に何を行うのか記述すべきではないですか。 | これまで啓発資料の作成・配布や企業等で行われる研修への啓発指導講師の派遣などを行ってきましたが、今後企業等への啓発をより充実すべく、現在そのための施策を検討しているので、具体的な記述をせず、基本的な方向性を書くにとどめています。 | — |
| 13 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1-3 | | 11 | 20～21 | 「人権に関わりの深い特定の職業に従事する人」たちにこそ、その職場での人権保障が大前提であり、それがあってこそ成り立つ取り組みだという事を明記してください。対象者は長時間・過密労働に追われている職場ばかりではありませんか。対象従事者の人権が損なわれていて人権尊重の推進をと言うは、本末転倒です。 | ご指摘のとおりですが、ここでは特定職業従事者が職業上関わりをもつ人に対する人権への配慮に係る取組を記述していますので、ここに従業者自身の人権尊重を書く、論旨がわかりにくくなると考えています。 | — |
| 14 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1-3 | ⑤ | 12 | 23 | 各福祉関係者に対する人権研修について、誰が実施するのか、研修の実施主体を記述すべきではないですか。 | 研修を県が主体的に実施する場合は、「人権研修を行います」等の表現を用いています。県が主体的に行うのではなく、各福祉施設等に実施を促す場合は、「支援します」「働きかけます」等の表現を用いています。 | — |
| 15 | 人権教育・啓発の推進 | 第2章-1-3 | ⑥ | 13 | 10 | 「⑥消防職員」にのみ「特に、パワー・ハラスメントなどに特化した研修を」とするのは何故でしょうか。報道された消防署内逆パワハラ事件は承知していますが、島根県にもあるんだという受け止めになってしまいますが、本当にそれでよいのでしょうか。 | 本県の消防職場にパワー・ハラスメント事件が発生しているというわけではありません。ご意見のとおり、誤解を招く可能性がありますので修正します。 (修正前) 消防職員については、住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であるため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権教育を進めることとし、特にパワー・ハラスメントなどに特化した研修を行います。 | (修正後) 消防職員については、住民の生命と財産を守る重要な役割を担っており、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが必要であるため、消防学校の初任教育や幹部教育において人権教育を進めます。 |
| 16 | 子ども | 第2章-II-2 | (1) | 19 | 3～6 | 「21世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、県民すべての願いであり、子どもは人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人一人が基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが必要です。」とありますが、「子どもの権利条約」とは異なります。条約に言う子どもの権利は大きく分けて、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つであって、まず保護・養育です。正しく伝えることが肝要だと思います。 | 当該箇所は、「子どもの人としての尊厳を確保する」という子どもの権利条約の根幹を記載しています。 | — |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|-----|------------|-------|---------|---|--|---|---|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 17 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (1) | 19 | 7~9 | <p>“国連は、1989(平成元)年に「子どもの権利条約」を採択しました。この条約には、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、親をはじめ社会全体が最善の努力をすることが明記”とありますが、「親をはじめ」を「国をはじめ」に直してください。子どもの権利条約では、親や家庭に教育の第一義的責任があるとか、人権教育をしなければならないということは書いてありません。</p> | <p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>(修正前) この条約には、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、<u>親をはじめ</u>社会全体が最善の努力をすることが明記されています。</p> | <p>(修正後) この条約には、子どもを権利の主体として、子どもの成長、発達を保障するため、<u>_____</u>社会全体が最善の努力をすることが明記されています。</p> |
| 18 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (2)-① | 20 | 15~18 | <p>「…子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員に対し、自らの権利を知ることは自分を大切にできることにつながり、自らを大切にできる人は他人も大切にできることを根底においた指導」とあります。権利の主体という内容は大きくは4つだという点をよく踏まえてください。</p> <p>ここでの問題は、「自らの権利を知ることは自分を大切にできることにつながり、自らを大切にできる人は他人も大切にできる」と定義することはできない、という事です。何故そう定義できるのかは全く明らかではなく、権利条約を学ぶこととの関係も意味不明です。子どもたちが「子どもの権利条約」を学び、成長に応じてその持つ意味内容を充実してもらっていくことは大賛成です。正確にその内容が伝わるようにしていただきたいし、叙述もそういう当たり前の叙述が適切だと思います。</p> | <p>文部科学省の「人権教育の指導方法等のあり方について」では、人権教育の目標を、「児童生徒が発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること」とされており、それに基づいた記述をしています。</p> | — |
| 19 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (2)-① | 20 | 18 | <p>P20(2)①に「子どもの権利条約」のことが出てきますが、説明がありません。障害者権利条約なみの解説を付してください。</p> | <p>子どもの権利条約については、「(1)現状と課題」の項目の中で記述しています。</p> | — |
| 20 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (2) | 20~21 | <p>P34 第2章-Ⅱ-5(2)③に「児童生徒が、高等学校や大学等への進学や就労などの選択において希望する進路に進めるようにするため、一人一人の実態を把握し、就学援助のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ各種制度の周知と活用を図ります。」とあります。その通りです。これは同和問題だけの課題でなく、子どもの課題でも同様に記述願います。</p> | <p>「進路保障」には就学援助も含まれており、「第2章 各論 1人権教育」において、「進路保障」を人権教育の柱に据え、教育活動全体を通じて推進することを記述しています。</p> | — | |
| 21 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (2)-① | 20 | 21 | <p>保護者の「理解促進」とか「理解を深め」など性急な文句が出てきますが、知らせる努力が行政の領分であり、理解は保護者の主体的な領域に属するものです。</p> | <p>「子どもの権利条約」が公布、発効した平成6年に、国が都道府県教育委員会、知事等に通知した文書（「児童の権利に関する条約」平成6年5月20日付文部事務次官通知）に「本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう一層の努力が必要であること」の記述があるなど、県民に「理解」を求めることは必要と考えます。</p> | — |

| 意見 番号 | 分野 | | | 意見 要旨 | 修正状況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|--------|-----------|-----------|----------|---|--|---|---|
| | 項目 | 該当 ページ | 該当行 | | 修正前 | 修正後 | | |
| 22 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (2)- ③ | 20 | 32～37 | <p>“不登校は、『学校での学ぶ権利』という、子どもにとって基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路の問題にも関わることであり、学校から逃げ出せないばかりに自殺に至った事象も十分ご存知かと思えます。とくに、「進路形成」という狭隘なアプローチを基底に置いたら、学校に戻させようという「指導」に傾き子どもと家族を追い詰めていきませんか。まず必要なのは、安心できる居場所づくり、学習や心のケア支援、家族支援ではないでしょうか。再考願います。</p> | <p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>(修正前) <u>不登校は、「学校での学ぶ権利」という、子どもにとって基本的な権利保障に関わることであり、将来の子どもの進路の問題にもかかわることで</u> <u>す。</u> <u>このため、県教育委員会では、不登校の子どもに対しては、指導・相談や学習支援・情報提供等の本人の進路形成に資するような対応をしていきます。その際</u> <u>には、様々な専門機関・専門家と積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ、対</u> <u>応にあたります。</u></p> | <p>(修正後) <u>不登校の子どもへの支援に際しては、登校という結果のみを目標とするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを旨とするのが大切で</u> <u>す。</u> <u>不登校の子どもたちが行う多様な学習活動の実情を踏まえ、本人の意思を十</u> <u>分に尊重しながら、個々の状況に応じた学習活動等が行えるような、相談体</u> <u>制・支援体制の充実を図ります。</u></p> |
| 23 | 子ども | 第2章-Ⅱ-2 | (1)-⑤ | 21 | 6 | <p>「⑤子どもの貧困対策への取組の推進」については、支援体制の整備だけではなく、具体的で実質的な家庭支援策の抜本的充実が必要と考えます。</p> | <p>鳥根県では平成27年3月に「鳥根県子どものセーフティネット推進計画」を策定し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発見から保護・支援につなぐ体制の整備 2. 子どもの安心と成長の環境づくり 3. 保護者等に対する支援 4. これらの対策推進のための体制整備 <p>を基本方針として、県及び市町村の様々な部署が所管する約100の事業を実施することにより子どもの貧困対策を進めてきているところです。</p> <p>これらの事業をより充実させ、必要などころに適切に支援していくためには、それぞれの事業を実施する関係機関の連携体制等を整えていく必要があると考え、記述しました。</p> <p>今後は、子どもの貧困の実態把握に努めるとともに、必要となる施策の一層の充実を図っていきます。</p> | — |
| 24 | 高齢者 | 第2章-Ⅱ-3 | (2)-⑤ | 25 | 12～17 | <p>「⑤権利擁護の推進」について、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の理念である成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるような記述を盛り込んでいただきたい。</p> | <p>ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>(修正前) 認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを県社会福祉協議会が代行する日常生活自立支援事業や財産等に関する法律行為を親族等が代行する成年後見制度17(*)の利用促進に取り組みます。</p> | <p>(修正後) 認知症高齢者など、判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるよう、福祉サービス利用の手続きや通帳の預かり、代金の支払いなどを県社会福祉協議会が代行する日常生活自立支援事業や、<u>本人の意思決定を尊重しつつ、生活や医療・福祉の利用に関する支援や財産等に関する法律行為を親族等が代行する成年後見制度19(*)の利用促進に取り組みむとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく市町村計画の策定を支援します。</u></p> |
| 25 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (1) | 27～28 | <p>課題が「理解や配慮」に局限されており、物理的、制度的障壁という大きな課題の叙述がないので、社会的障壁の内容をきちんと叙述してほしい。</p> | <p>課題については、「(1)現状と課題」の最終段落に、「日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している様々な障壁をとりのぞくことが重要」と、記述しています。</p> | — | |
| 26 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (1) | 27 | 11～15 | <p>「障害者権利条約」で最も大事なことは、障がいの定義を「社会モデル」に発展させ、社会の側が解決していく課題だとしたこと、合理的配慮の提供をしないことは差別だとしたことである。この記述が欠けている。</p> <p>県障がい者基本計画にあるコラム「社会モデルと社会的障壁」をコラムで置いてほしい。</p> | <p>いただいたご意見の考え方は、県障がい者基本計画で記述しているところですが、この基本方針は県の人権施策の基本的方向を示すことを目的としていることから、「障害者権利条約」の目的等についての概略的な記述に留めています。</p> | — |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|--------|------------|-------|---------|---|---|--|---|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 27 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 28～29 | 共生社会づくりに向けた総合的課題の推進機関を作ること、また差別事案の相談体制だけでなく、その解決機関を設置することを目指すことを明記してください。 | 県障がい者基本計画に基づき、島根県障がい者差別解消支援地域協議会における協議等により、関係機関や各種団体と連携を図りながら取組を充実させてまいります。 いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 28 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 27～30 | 公共施設や飲食店、商業施設、病院などで補助犬の受け入れ拒否や入店拒否が多くて困っています。身体障害者補助犬法や障がい者差別解消法において、身体障害者補助犬の同伴受け入れ義務や補助犬同伴での入場・入店を拒否することは不当な差別に当たるとされていることなどを知らない人が多いです。 講習会や研修会のマニュアルに記載するなど周知徹底を図ってください。 また、お店の入り口ドアへ補助犬同伴可ステッカーを貼っていただく施策など検討してください。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 29 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 27～30 | 視覚障がいに対する理解が不足しているため、視覚障がい者への理解と適切なサポートを広げる行政の広報活動を拡充してください。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 30 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 27～30 | 県や、市町村選挙の選挙公報をはじめとする情報は、点字、音声、拡大文字、テキストデータ等の当事者が必要としています。選挙公報はもとより、地方公共団体、社会福祉協議会、公民館やコミュニティセンターなどの発行する広報など、文字を読むことができない人に対する理解が遅れているのが現状です。地域格差も起きています。合理的配慮の充実が必要です。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 31 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 27～30 | 視覚障害者の中には、地域の中で防災訓練が行われていることを知っておられない方もおられます。地域の方に誘っていただく事により、社会参加になります。手引きの仕方など、わからない事は当事者に聞かれると良いですし、訓練の時に一緒に歩いたり、話をする事により、地域の中の共生社会の実現、ノーマライゼーション社会の実現にも繋がるのではないのでしょうか。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 32 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2) | 27～30 | 視覚障がい者が理解できるよう、県や市町村がテレビによる広報を行う場合は、テレビの視覚障害者向け解説放送の充実を要望します。また、テレビのニュースや緊急放送の字幕スーパーの音声化も要望します。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — | |
| 33 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-① | 28 | 16～21 | 障害者差別解消法に基づく差別解消条例を早期に制定し、相談体制だけでなく、差別事象に対する調整や裁定の機関を設置してください。 | 差別解消推進のため、県民に対する法の趣旨・目的の周知・啓発や、相談体制の充実、島根県障がい者差別解消支援地域協議会における協議等により、関係機関や各種団体との連携を図りながら取組を充実させる必要があると考えています。 いただいたご意見は障害のある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|--------|------------|-------------|---------|-----------------------|---|--|--|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 34 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-① | 28 | 17 | 残念な事象だけでなく、好事例を積極的に収取し広報することを明記してください。 | 障がいに対する理解の促進を図るため、啓発・広報活動に取り組みます。いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — |
| 35 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-③ | 28～29 | | インクルーシブ教育システムを構築するには、専門家集団と手厚い現場体制を保障することが必須です。その充実をまず叙述してください。 | 学校において特別な支援が必要な児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた教育が推進されるよう、教育内容・指導体制の充実に努めます。いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — |
| 36 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑥ | 29 | 19～24 | 法定雇用率の達成はもちろんですが障がい者が働きやすい就労環境の整備と合理的配慮が必要です。 | 障がい者の就労促進のためには、合理的配慮の提供義務の更なる周知啓発や障がい者の働きやすい環境の一層の整備が必要だと考えています。いただいたご意見は障害のある方に関する今後の施策の参考とさせていただきます。 | — |
| 37 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑥ | 29 | 19～24 | 差別のない社会を実現するためには、障がい者が各々の能力に応じた社会の構築が必要だと思いますので、民間事業所にも就労に当たっては合理的配慮を義務づけることが重要です。 | 障害者差別解消法において、民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務とされています。 | — |
| 38 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑥ | 29 | 15～18 | 社会的障壁を取り除くため、ジョブコーチの活用、ヒューマンアシスタント（職場補助者）制度や同行援護事業の利用など、視覚障害者就労・就業支援策の充実を検討してください。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — |
| 39 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑥ | 29 | 15～18 | 視覚障害者の採用及び就労機会の拡大につながる施策を検討してください。 | いただいたご意見は、障がいのある方に関する今後の施策の参考にさせていただきます。 | — |
| 40 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑥ | 29 | 15～25 | 障がい者の就労を促進するためには、障がい者に即した職種の開拓と職業訓練が必要ですので書き加えてください。 | この基本方針は県障がい者基本計画を踏まえて作成しています。いただいたご意見の考え方は、県障がい者基本計画で記述しています。素案の「就労支援の取組」の中に含まれています。 | — |
| 41 | 障害のある人 | 第2章-Ⅱ-4 | (2)-⑦ 脚注 | 30 | | 脚注ユニバーサルデザインの説明が、狭い叙述になっています。都市や生活環境という施設面に限られるのではなく、製品、情報、サービスの設計も含まれますので、注に盛り込んでください。 | 総論の中で、ユニバーサルデザインについて記述し、そこで広義の意味のユニバーサルデザインの脚注を記載し、「障がいのある人」の項目では脚注を削除します。 (削除前) 旧：注23 ユニバーサルデザイン あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。 | (挿入後) (再掲/意見番号5) 新：注5 ユニバーサルデザイン ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべてのひとのためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすることをいう。 |
| 42 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | | 32～37 | | 同和問題の起源について言及した方が啓発が進むと思います。 | 同和問題の起源については、正しい理解のために必要な事項ではありますが、この基本方針は、人権啓発等の基本的方向や人権施策に係る指針を明らかにするものであることから記述をしておりません。 | — |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|------|------------|-----|---------|-----------------------|---|---|---|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 43 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | | 32～37 | | 島根県人権同和対策課(人権啓発推進センター)は、相談業務を行っているが明記されていないのはなぜですか。 | 人権相談の実施については、P60(13～15行目)「第2章各論 Ⅱ施策の推進 1 推進体制とフォローアップ」に記述があります。 | |
| 44 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | (1) | 33 | 2～10 | 「親としては反対するが、認める」というのは容認です。同和問題の解消を促進する立場からすれば、いまや仮定の「当事者」としても、7.5%しか頑迷な反対者はいないと表現すべきではありませんか。婚姻が、経済力や親の意向などなどに左右されず、婚姻する者同士の本質的平等と合意のみに基づいて成立するという憲法第24条の立場から見ると、こういう設問そのものを吟味する必要があるのではありませんか。 | 「親としては反対するが、認める」という回答は、親の意識としては反対しているということであり、反対することが差別意識の現れであると考えています。従って反対の意思を示していると分類しています。またこの設問は結婚差別につながるおそれのある意識調査であり、定期的に状況を把握する必要があり、今後も実施したいと考えています。 | — |
| 45 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | (1) | 33 | 14～15 | 島根県内で「採用選考時における身元調査」の事例が何件あったか、明記してほしいと思います。 | 同和問題の現状と課題の例示として「採用選考時における身元調査とも考えられる問題事象」を記載しており、件数については記載する必要はないと考えています。 | — |
| 46 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | (2) | 33～35 | | 同和問題については、2016年12月に「部落差別解消推進法」が公布・施行され、部落差別解消に関する施策を実施することが定められたことから、「女性」、「子ども」などの主要な人権課題と同様、「実施計画」を策定し取り組む旨を記述すべきではないか。「実施計画」を策定しないのであれば、「施策の基本的方向」取組を具体的に記述すべきではないですか。 | 現行の基本方針は平成20年に改定を行った際、平成6年に策定した「島根県同和対策推進計画」を取り込んで改定を行いました。このため県ではこの方針を同和問題に関する実施計画であると位置づけ、これに基づき各施策に取り組んでいます。なお、同和問題に関する実施計画は、部落差別解消法に基づき国が実施する施策等を踏まえ、計画策定の必要性、内容等について検討することとしています。 | — |
| 47 | 同和問題 | 第2章-Ⅱ-5 | | 33～35 | | 基本方針第一次改定の「施策の基本的方向」の取り組み内容の記述に比べ、第二次改定素案では記述が削除されているが、成果を上げ所期の目的を達成したから削除されたのか、あるいは別の理由ですか。 | 同和問題に関する施策につきましては、基本方針に基づき取り組んでいます。素案の記述が現行の基本方針に比べ簡略化してあるのは、成果をあげ所期の目的を達成したということではありません。同和問題も他の人権課題と同様に様々な課題があり、今後も引き続き偏見や差別の解消等に取り組んでいく必要があると考えています。ご意見を踏まえ、施策を分かりやすいようにするため修正を行います。 (修正前) ④生活環境への取組 <u>地域の实情や事業の必要性を的確に把握し、すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らすことができる人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。</u> ⑤産業振興への取組 産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。 <u>今後も地域の实情に応じた必要な支援を、市町村や関係機関と連携し実施していきます。</u> | (修正後) ④生活環境への取組 <u>すべての人が住み慣れた地域で、また、安全な生活環境で安心して暮らせることが大切であることから、定住の促進や高齢社会への対応、安全で安心な住まいなどの人権が尊重されるまちづくりに対して支援を行います。</u> <u>また、事業の実施にあたっては、地域の实情や事業の必要性を的確に把握の上、事業を推進していきます。</u> ⑤産業振興への取組 産業振興を図り、地域住民の経済的水準の向上につなげていくことは、同和問題の根本的解決を図るための課題の一つです。 <u>商工業の振興を図るため、商工団体等と連携しながら、企業の経営状況に応じた相談・対応、技術向上のための研修、起業や新規事業創出などについて支援をしていきます。</u> <u>また、農林水産業を振興するため、生産基盤及び加工流通施設等の整備を推進するとともに、営農指導活動を展開します。</u> |

| 意見 番号 | 分野 | | | 意見 要旨 | 修正状況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|------|------------|-------|---|--|---|---|---|
| | 項目 | 該当 ページ | 該当行 | | 修正前 | 修正後 | | |
| 48 | 同和問題 | 第2章- II -5 | 32～37 | 「市町村の本人通知制度」の導入について、県はどのように取り組んでいくのか、「施策の基本的方向」に具体的に記述すべきです。 | ご意見を踏まえ修正を行います。 (修正前) (2) 施策の基本的方向 ①教育・啓発の推進 | (修正後) (2) 施策の基本的方向 ①教育・啓発の推進 ※文末に加筆 <u>さらに、戸籍等の不正取得の抑止が図られ、人権侵害の未然防止に効果がある「本人通知制度」についても、未導入の市町村について引き続き働きかけていきます。</u> | | |
| 49 | 同和問題 | 第2章- II -5 | 33 | 28 | “「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、部落差別の解消に関する施策を実施”とあるが、「部落差別解消推進法」の施行前と比べ新たにどのような取り組みを行っていますか。 | 部落差別の解消に関する施策については、従来より、人権教育、人権啓発、隣保館運営の支援、相談業務の充実、生活環境の整備等の支援などを行っています。部落差別解消法施行後に新たに実施した事業としては、法の周知を図るためのポスター、チラシの作成、行政職員、県民等を対象とした講演会、研修会等を行っています。 | — | |
| 50 | 同和問題 | 第2章- II -5 | 33 | 28～30 | “「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図る”とあるが、島根県人権同和对策課(人権啓発推進センター)の相談体制はどのように充実するのか具体的に記述すべきです。 | ご意見を踏まえ修正します。 (修正前) 「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策を実施していきます。 | (修正後) 「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、隣保館等関係機関との連携を強化し、特に隣保館職員のスキルアップのために研修を行うなど、相談体制の充実を図るとともに、引き続き民間団体等と連携を図り、より一層効果的な教育及び啓発を積極的に推進するなど、地域の実情に応じた部落差別の解消（同和問題の解決）に関する施策を実施していきます。 | |
| 51 | 同和問題 | 第2章- II -5 | (2)-① | 34 | 2～3 | 「社会教育において、同和問題を自らの課題として差別意識の解消に主体的に取り組む」とありますが、同和問題は、国民自身が主体的に形成し決していく問題に属することです。行政の領分を踏み外した叙述はぜひとも再考願います。 | 当該箇所では、県民の皆さんが差別意識の解消を自分の課題として主体的に取り組んでもらうことができるように、社会教育の創意工夫と、地域社会などとの連携を図りながら進めていくという、行政として取り組まなければならないことを記述しています。 | — |
| 52 | 外国人 | 第2章- II -6 | 38～40 | 外国人住民の抱える課題は、コミュニケーション能力の支援を必要とするところや、社会からの受け入れ、寛容度の拡大、進学就職の機会を平等に提供することなど、県の担当部局を超えた連携で同様の支援策を講じることなども必要かと思われます。 | 多文化共生の社会の実現を推進するためには、県の関係部局の連携が必要と考えております。今後、関係部局との連絡会議や意見交換を行い、支援策を検討します。 | — | | |
| 53 | 外国人 | 第2章- II -6 | 38～40 | 公民館単位で日本語学校を開校し、住民との交流を図っている公民館があります。このような外国人住民が地域に溶け込む場づくりの活動を行政でも積極的に支援していただきたいと思えます。 | 日本人住民と外国人住民の交流を促進するためには、外国人住民が地域に溶け込む場づくりを支援することも必要と考えております。そのため、「(2) 施策の基本的方向 ②外国人住民が暮らしやすい地域づくりの推進」の取組みにおいて、外国人住民と地域住民との交流支援を図ります。 | — | | |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|-------------|------------|---------------|---------|-----------------------|--|--|--|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該当行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | | |
| 54 | 外国人 | 第2章-Ⅱ-6 | (1) | 38 | 14～18 | <p>“また、2016(平成28)年の「人権問題県民意識調査」では、外国人に関する人権について、「日常生活に必要な情報や地域の文化・慣習が分からず支障をきたすこと」(46.9%)「日本人の異文化理解が十分でなく外国人に対する偏見を生みやすいこと」(33%)が問題だと回答するなど、外国人住民の人権が十分に尊重されていない状況がうかがえます。”とありますが、この回答で分かることは、「外国人住民の人権が十分に尊重されていない」とかいう前に、そもそもお互いを知らない・わからないという事で戸惑っているし、トラブルが起こっているのだ、ということではありませんか。</p> | <p>外国人住民の人権が尊重される地域社会を実現するためには、学校や家庭、職場、地域などにおいて、日本人住民と外国人住民との相互理解を進めるとともに生活環境などの整備が必要です。「人権問題県民意識調査」の結果からは、相互理解の不足、生活環境などが整っていないことにより、外国人住民の様々な権利が十分に保証されていないことが推測されると考えています。</p> | — |
| 55 | 外国人 | 第2章-Ⅱ-6 | (1)、 (2)-② | 38、39 | 24～ 27、5～ 6 | <p>人権という以前の問題として、日本人と外国人が相互を知らない、わからないということから、戸惑いやトラブルが発生していると思います。お互いが知り合い、戸惑いを少なくし、共通項を増やし、多彩な交流を育んでいくために行政はどういう取り組みをするのか、記述すべきではありませんか。</p> | <p>外国人住民の人権が尊重される地域社会を実現するためには、学校や家庭、職場、地域などにおいて、日本人住民と外国人住民との多彩な交流を支援していく必要があります。ご意見を踏まえ修正します。</p> <p>(修正前) また、公益財団法人 しまね国際センターと連携し、公共機関等と外国人住民の橋渡しをするコミュニティ通訳ボランティアや災害時外国人サポーター等の各種ボランティアの登録・活用を図り、外国人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。</p> | <p>(修正後) また、公益財団法人 しまね国際センターと連携し、公共機関等と外国人住民の橋渡しをするコミュニティ通訳ボランティアや災害時外国人サポーター等の各種ボランティアの登録・活用を図るとともに、<u>市町村や民間団体が実施する多彩な文化交流を支援し、外国人が安心して暮らせる地域づくりを進めます。</u></p> |
| 56 | 外国人 | 第2章-Ⅱ-6 | (2)-① | 38 | 36～40 | <p>「①外国人住民の人権を尊重する啓発活動の推進」のところで、「外国人住民に対する正しい理解を育み」とありますがどのような意味ですか。</p> | <p>「外国人住民に対する正しい理解を育み」とは、「日本人住民が自らの価値観で外国人住民を一方的に評価するのではなく、外国人住民との文化的違いを認め尊重することを推進すること」を意味してします。</p> | — |
| 57 | 刑を終えて出所した人等 | 第2章-Ⅱ-9 | | 48 | | <p>犯罪加害者の家族の人権についての記述は刑を終えて出所した時点からしかありません。今回には間に合わずとも、ぜひ、この課題も考え、取り上げていただきたいと思います。</p> | <p>犯罪を犯した者(犯罪加害者)の家族の人権については、犯罪加害者が服役中であっても発生する問題です。「(2)施策の基本的方向①刑を終えた出所した人等に対する理解の推進」に係る偏見や差別の解消のための啓発は、服役中の加害者の家族に対する偏見や差別の解消のための啓発も含んでいます。</p> | — |
| 58 | LGBT等 | 第2章-Ⅱ-10 | | | 50～52 | <p>現行の基本方針では、「性同一性障害」と「性的指向」は別々の人権課題として扱われているが、第二次改定(素案)では「LGBT等」と一括りの課題として整理されています。「性自認・性同一性障害」と「性的指向」は別々の人権課題であることから、「性自認・性同一性障害」と「性的指向その他」にわけるべきです。</p> | <p>“県民一人一人が性の多様性について理解を深め、偏見や差別を解消する”という観点からは「性自認・性同一性障害」と「性的指向」とはひとつの人権課題だと考えています。啓発も「性自認・性同一性障害」と「性的指向」を分けるのではなく一体的に行うこととなります。また、一つの項目の中で記述する方が県民にとってもわかりやすいと考えており、項目をひとつにまとめることとしました。</p> | — |
| 59 | LGBT等 | 第2章-Ⅱ-10 | | | 50～52 | <p>「LGBT等」と一括りにしたプロセスと理由がわかりません。「LGBT等」という表現が広く県民に行き渡っているというのは錯覚です。国連など国際機関で、LGBTとしてしているのは、世間の無理解から、暴行を受けたり、差別や偏見にさらされているのが共通だからです。ただそれだけの理由です。国際連合では重要な人権課題としてLGBTではなく「性的指向・性自認」としています。LGBTという表現は適切ではないと思います。</p> | <p>「LGBT」という表現は、行政が作成する啓発資料やマスコミの報道等でも一般的に使用されており、ある程度県民の意識にも定着している表現であると考えていますが、性の多様性を表現する言葉は、LGBTの他にも「SOGI(Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の頭文字をとった表現)」など様々です。ご意見を踏まえ項目の名称を修正します。</p> <p>(修正前) 「10. <u>LGBT等</u>」</p> | <p>(修正後) 「10. <u>性的指向、性自認等(LGBT等)</u>」</p> |

| 意見 番号 | 分野 | | | 意見 要旨 | 修正状況 ※変更箇所は下線部分 | | | |
|----------|-------|-----------|-----|----------|--------------------|--|--|--|
| | 項目 | 該当 ページ | 該当行 | | 修正前 | 修正後 | | |
| 60 | LGBT等 | 第2章-11-10 | (1) | 50～51 | 3 | <p>LGB（性的指向）とT（性自認・性同一性障害）は質の異なる別個の人権課題であることから、それぞれ「現状と課題」が異なります。「LGBT等」と一括りにしたことによりその違いが分かりにくくなっています。</p> | <p>ご意見を踏まえ、「現状と課題」を修正します。</p> <p>(修正前) (1) 現状と課題 性的指向（人の恋愛・性愛の対象が誰に向いているかを示す概念）や性自認（自分の性別をどのように認識しているかを示す概念）に関わるLGBT(28*)等の当事者は、性の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、様々な問題に直面しています。ある民間の調査(29*)によると日本人に占めるLGBT等の割合は7.6%（約13人に1人）と報告されています。 近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。我が国でも、一部の自治体においては、同性パートナーシップの関係にあることを証明するなどの新たな動きも見られます。 また、2004(平成16)年に「性同一性障害(*)者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準(*)を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。</p> | <p>(修正後) (1) 現状と課題 「性的指向」とは人の恋愛・性愛の対象が誰に向いているかを示す概念です。そして、性の指向は人によって一様ではありません。しかし、恋愛・性愛の対象として異性にはなく同性や両性に対して愛情をいただく人は差別や偏見のまなざしで見られたりする場合があります。 また、「性自認」とは自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。身体は男性で、自分を女性と認識している人、身体は女性で、自分を男性と認識している人、男性、女性どちらにも当てはまらないと感じている人もいます。自分の性別をどのように認識するかは人それぞれ違います。多くの人は生物学的な性（身体の性）と性自認（心の性）が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致しないことにより違和感を覚えたり、身体の手術を通じて「身体の性」と「心の性」の適合を望むことさえあります。 このような性的指向や性自認に関わるLGBT(29*)等の当事者は、男女の区分や異性愛を前提とした社会の中で、周囲の理解が不足しているため、偏見や差別の眼差しで見られることが多く、いじめや差別の対象になったり、就職や賃貸住宅への入居等の際に困難を強いられるなど、様々な問題に直面しています。日本人に占めるLGBT等の割合は10%近くであると推定(30*)されています。 2004(平成16)年に「性同一性障害(31*)者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下「性同一性障害者特例法」)が施行され、性同一性障害者であっても一定の基準(32*)を満たせば、戸籍上の性別の取扱いの変更について、家庭裁判所での審判を受けることができるようになりました。さらに2008(平成20)年には性同一性障害者特例法が一部改正され要件の緩和が図られましたが、依然、未成年の子がいないこと、生殖機能の放棄や身体変容などが定められており、性同一性障がい者が望む性に変更することは容易ではなく、さらなる緩和を求める意見もあります。 近年、欧米諸国では同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。我が国でも、一部の自治体においては、同性パートナーシップの関係にあることを証明するなどの新たな動きも見られます。</p> |
| | | | | | | <p>日本人に占めるLGBT等の割合について民間団体の調査結果を用いているが、検証の上使用されていますか。</p> | <p>当該調査結果の他に、他の民間団体が平成2016年に実施した調査でも、概ね13人に1人がLGBT等の当事者であるとの結果が出ています。しかし、これ以外にも様々な調査結果があることから、「公益財団法人 人権教育啓発推進センター」が啓発資料で記述している「10%近くであると推定されています」という表現に修正します。</p> | |

| 意見 番号 | 分 野 | | | 意 見 要 旨 | 修 正 状 況 ※変更箇所は下線部分 | | |
|----------|----------------|------------|--------|---------|-----------------------|--|---|
| | 項 目 | 該 当 ページ | 該 当 行 | | 修 正 前 | 修 正 後 | |
| 61 | LGBT等 | 第2章-Ⅱ-10 | (1) | 50 | 19 | <p>(修正前) ※再掲/意見番号60 ある民間の調査(29*)によると日本人に占めるLGBT等の割合は7.6%(約13人に1人)と報告されています。</p> <p>脚注29 電通ダイバーシティラボの「LGBT調査2015」の調査結果による。</p> | <p>(修正後) ※再掲/意見番号60 日本人に占めるLGBT等の割合は10%近くであると推定(30*)されています。</p> <p>脚注30 公益財団法人人権教育啓発推進センターの啓発資料「性の多様性を考える(平成29年3月発行)」による。</p> |
| 62 | LGBT等 | 第2章-Ⅱ-10 | (1) | 50 | 脚注 | <p>脚注31の「性同一性障害」の定義はどこからの引用ですか。</p> <p>「公益財団法人 人権教育啓発推進センター」の啓発資料「性の多様性を考える(平成29年3月発行)」から引用しています。</p> | — |
| 63 | インターネットによる人権侵害 | 第2章-Ⅱ-11 | | 53~54 | | <p>ゲーム依存、ネット依存は就学児童の健康を損ない学力の低下をもたらします。進学就職にも悪影響を及ぼす可能性もあり、極端な場合引きこもりを助長するものとなります。この素案ではインターネット上での人権侵害を防止するための対策としての取り組みがいくつか述べられていますが、それ以前のゲーム依存、ネット依存にならないような対策にも言及してもらいたいと思います。</p> <p>長時間にわたる電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣や健康に与える影響が懸念され、電子メディア使用上の弊害については、小学校の早い段階から子どもたちに対して周知し、保護者への啓発等を行う必要があります。しかし、この基本方針は、人権啓発等の基本的方向や人権施策に係る指針を明らかにするものであることから記述をしていません。</p> | — |
| 64 | 災害と人権 | 第2章-Ⅱ-12 | (8) | 58~59 | | <p>「特に、災害時要配慮者については、市町村、関係機関、団体等との協力体制を構築し避難等が円滑に行えるよう支援します。」とありますが、災害時では実現不能と思われる。ここは、日常的な結びつき、連携の日常化が喫緊の課題だと思われます。なので、「特に、災害時要配慮者については、市町村、関係機関、団体等、<u>要配慮者との日常的な協力体制を構築し避難等が円滑に行えるよう促進・支援</u>します。」(下線部は挿入文)という取り組みを明記していただくようお願いいたします。</p> <p>災害時に避難が円滑に行われるためには、災害時要配慮者の方々に対し、平常時から分かりやすく防災情報を提供したり、防災訓練への参加を推進するとともに、行政や福祉、保健、医療等の関係団体等が協力して災害時に避難等が円滑に行えるよう支援することが重要であると考えているためこうした表現としています。</p> | — |
| 65 | 災害と人権 | 第2章-Ⅱ-12 | (8)-2) | 58~59 | | <p>東日本大震災ではテレビや携帯など使えなくなったそうです。電気はがストップしますし、送信アンテナなども倒れてしまいます。文字情報受信システムも大切ですが、向こう三軒両隣システムなど、組織ができることもっと避難が人的ネットワークでできるのでないかと思います。複数の方法を考えられればと思いました。</p> <p>災害時の被害を最小限に抑えるためには、自助(自分の身を自分で守ること)、共助(身近な人たちがお互いに助け合うこと)、公助(国や県などの行政機関による救助・援助)それぞれが役割を果たしていくことが大切です。また、併せて災害情報を県民の方々、特に高齢者や障がいのある方など災害時要配慮者の方々に迅速に分かりやすくお知らせすることが重要であると考えています。県では、地域防災計画を作成し、市町村、関係機関、団体等との協力体制を構築し、適切な役割分担のもと避難等が円滑に行えるよう、日頃から、様々な防災情報の提供や、防災訓練の支援などに取り組んでいます。防災訓練には、災害時要配慮者の方々の参加も必要であり、参加しやすい雰囲気を醸成することも行政の役割であると考えています。いただきましたご意見は今後の防災に関する施策の参考とさせていただきます。</p> | — |
| 66 | 災害と人権 | 第2章-Ⅱ-12 | (8)-2) | 58~59 | | <p>地域で開催される緊急災害時などの防災訓練の参加に対し、高齢者のかたや、障害者の当事者のかたが一緒に参加しやすい配慮。地域の人たちの心のバリアフリーの推進などに、県民の皆さまにも周知徹底をしていただきたいです。</p> | — |
| 67 | 災害と人権 | 第2章-Ⅱ-12 | (8)-2) | 58~59 | | <p>町内会長・福祉推進員、地域防災対策推進員のかたなど、積極的に訪問し防災訓練の参加を促すよう普段の生活から徹底してほしいです。</p> | — |